

財務諸表監査 改訂版 練習問題

読者の皆様へ

この練習問題には、本文の内容を確認するための復習問題と、本文では言及されていないが知識として読者が知っておいて欲しいと判断したことを対象にした問題とを含んでいます。

練習問題 1-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査が法律等によって強制されていなくとも、財務諸表の信頼性をめぐる経済主体間の潜在的な利害の対立が存在している状況においては、常に監査が需要されることになる。
2. 今日の財務諸表監査において、監査人（職業会計士）は、監査の実施やその結果について重要であると判断したことを監査報告書のなかで自由に述べることができる。

練習問題 1-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 企業買収の際に、職業会計士によって行われる買収候補会社の財務諸表についての監査（財務諸表監査）は、法によって強制されている法定監査である。
2. 企業買収の際に、職業会計士によって行われる買収候補会社の財務諸表についての監査（財務諸表監査）は、買収候補会社の経営者が誠実であるかどうかを明らかにすることを目的とする監査である。

練習問題 2-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

監査という概念は、監査を必要とする生成基盤のいかんにかかわらず、監査の主題に対して行われる認識（証拠活動・監査手続）と認識の結果についての関係者への伝達という行為を包含している。

練習問題 2-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. わが国における金融商品取引法のもとで実施されている財務諸表監査の「確立された規準」とは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」である。
2. わが国における会社法のもとで行われている「会計監査人」による計算書類監査の「確立された規準」とは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」である。

練習問題 2-3

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 財務諸表監査における監査の主題は、財務諸表である。したがって、監査人が立証しようとする「立証の対象」は、監査の主題である財務諸表ということになる。
2. 財務諸表監査における監査の主題は、財務諸表である。したがって、監査人の意見（監査意見）や結論が求められているのは、経営者の言明である財務諸表ということになる。

練習問題 2-4

以下の説明文の正誤を答えなさい。

言明の監査であれ非言明の監査であれ、当事者の明示的な主張（アサーション）があるということが監査の定義の前提となっている。

練習問題 3-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 監査の生成基盤を考えると、次の一般的な結論が得られる。

監査の依頼人は監査用役の利用者である。

- 監査の生成基盤を考えると、次の一般的な結論が得られる。

監査用役の対価の負担者は、その用役の利用者である。

- 監査の生成基盤は、社会的な関係にある当事者間の潜在的な利害の対立にある。この関係に第三者である監査人が関与することにより、潜在的な利害の対立は解消されることとなる。これが監査の効果である。

練習問題 4-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 監査法人は公認会計士である社員から構成され、無限責任監査法人と有限責任監査法人に分けられる。
- 公認会計士試験合格者で「実務補習」・「業務補助等」の要件を満たした者は、日本公認会計士協会の会員になること、および監査業務を行うことを希望する者については、金融庁に開業登録を行う必要がある。
- 公認会計士法上、公認会計士が、業務として従事できるのは、言明を保証の主題とした監査であり、非言明を保証の主題とした監査ではない。
- 公認会計士に公認会計士法上独占的業務権が与えられているのは、言明の監査全般にわたる。
- 無限責任監査法人が指定社員制度を採用した場合には、指定社員が行った監査業務にかかる被監査会社に対する損害賠償責任はその指定社員が無限責任を負い、他の社員は有限責任である。しかし、第三者に対する損害賠償責任については、全社員が無限責任を負う。一方、有限責任監査法人については、社員全員が有限責任を負う。
- 日本公認会計士協会が現在導入している自己規制の仕組みは、基本的には、継続的専門研修制度、品質管理レビュー制度、そして監査業務審査制度から構成されている。

練習問題 4-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 金融庁が現在金融商品取引法監査に関連して有している監督権限のうち、課徴金は公認会計士個人と監査法人に対して適用されるが、告発は公認会計士個人に対して適用され、監査法人に対する告発は制度化されていない。
- 公認会計士・監査審査会が行う監査業務の品質管理についての検査は、金融商品取引法監査に従事している公認会計士と監査法人を対象とするものである。
- 金融庁（証券取引等監視委員会）が監査の失敗に関して告発できる対象は、金融商品取引法監査に従事している公認会計士・監査法人である。それゆえ、金融商品取引法の適用を受けていない会計監査人設置会社の計算書類監査や私立学校振興助成法の適用を受けている学校法人の財務諸表監査に従事している公認会計士・監査法人については、告発の対象外である。

練習問題 5-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 独占禁止法違反による談合が行われ、その結果受注した工事契約 100 億円のうち当期収益分 40 億円（工事利益 5 億円）が損益計算書に計上されている。また、独占禁止法違反による課徴金（5 億円）の納付命令を受け、当該損益計算書に「特別損失」として表示されている。なお、損益計算書上の注記の状況は次のとおりである。
 - ① 違法な取引による工事収益 40 億円（工事利益 5 億円）が計上されているとの開示はなされていない。
 - ② 違法な取引による課徴金の支払（5 億円）がなされ損益計算書に計上されている旨の開示はなされている。
 公認会計士であるあなたは、一連の会社の処理・開示などを適切なものとして受け入れるべきである。
2. 経営者（取締役）による会社財産の横領が発覚した。この横領は当期にのみなされたものであったことが判明したものの、横領額は当期利益に相当するほど巨額であった。そこで、会社は損益計算書上「特別損失」として処理するとともに、注記に「取締役による横領事故損失」と開示している。
 公認会計士であるあなたは、一連の会社の会計処理・開示を適切なものとして受け入れるべきである。

練習問題 5-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

上場会社の財務諸表監査に従事している公認会計士が、監査の過程で「財務諸表の重要な虚偽表示に影響を与える可能性のある法律違反」を検出した場合には、金融商品取引法第 193 条の 3 に基づき、必要な場合には内閣総理大臣に対して、法が求める「意見」を提出しなければならない。

練習問題 6-1

金融商品取引法の有価証券報告書提出会社について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 上場会社は有価証券報告書提出会社である。
2. 会社法上の大会社は有価証券報告書提出会社である。
3. 上場会社でなくとも、有価証券報告書を提出しなければならない会社もある。
4. 過去において証券市場から資金調達をしたことのない会社でも、有価証券報告書の提出が義務づけられる場合もある。
5. 内部統制報告書の提出は、すべての有価証券報告書提出会社に義務づけられている。
6. 連結四半期報告書の提出は、すべての有価証券報告書提出会社に義務づけられている。

練習問題 6-2

金融商品取引法の開示について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 金融商品取引法のもとでの開示の方法は、(1) 投資家に直接情報を提供することを目的とした直接開示と (2) 監督機関の審査に供することを目的とした間接開示である。目論見書は直接開示の例であり、有価証券通知書や有価証券届出書は間接開示の例である。
2. 公認会計士は、発行市場に参入する企業の作成した有価証券届出書に記載された会計情報が正しく作成されているかどうかを監査する。
3. 公認会計士は、臨時報告書に記載されている情報のうち、会計情報についてのみ、監査をすることが求められている。

4. 流通市場を利用しているすべての株式会社は、有価証券報告書と四半期報告書を定期的に作成し、内閣総理大臣宛てに提出しなければならない。
5. 上場会社は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、(1) 財務諸表（連結財務諸表と個別財務諸表）と (2) 内部統制報告書（連結レベル）、および (3) 関連監査報告書を記載した有価証券報告書を提出しなければならない。また同様に、上場会社は、各四半期末終了後 45 日以内に、(1) 四半期連結財務諸表と (2) 関連四半期レビュー報告書を記載した四半期報告書を提出しなければならない。

練習問題 6-3

金融商品取引法第 1 条には、同法の目的として、「投資者の保護」が明記されている。企業内容開示制度は、「投資者の保護」を達成するための方法の 1 つとして、同法によって導入された。金融商品取引法、投資者保護、および企業内容開示制度について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 現在、この法律を主管している行政組織は内閣府金融庁である。
2. この法律の前身である証券取引法は戦前に制定・施行された。
3. 企業内容開示制度は、基本的には、証券市場を可能な限り完全競争の状態に近づけることによって公正な株価形成を実現し、もって投資者の保護を達成するという考え方に基づき「投資環境の整備」という観点から設けられた制度である。
4. 企業内容開示制度は、証券市場を通じて一般投資家から大量の資金をこれから調達しようとする企業に対して適用される制度である。
5. 有価証券届出書に関連して、公認会計士が監査を通じて関与する部分は財務諸表だけである。
6. インサイダー情報を入手することは、とりわけ取締役・監査役・公認会計士などに対して厳しく禁止されている。
7. 株価操縦・インサイダー取引・損失保証・損失補填は不公正な取引として禁止されている。

練習問題 6-4

四半期報告制度について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 公認会計士または監査法人が「四半期レビュー」という方式を通じて四半期報告書の信頼性の保証に関与している。
2. 四半期報告制度は金融商品取引法の制定以前にも、商法の公示制度のなかで、また東京証券取引所の自主規制の一環として行われてきた。金融商品取引法における四半期報告制度の全面的導入は過去において行われた財務報告実践に歩調を合わせたものである。
3. 四半期報告制度の導入によって、従来の半期報告制度は廃止されることとなった。
4. 四半期報告制度の特徴の 1 つは、各四半期末における「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果を経営者の言明として、各四半期報告書に記載するところにある。
5. 四半期報告書の提出は「流動性の高い流通市場をもつ有価証券」をすでに発行している会社に限って要求されている。したがって、すべての有価証券報告書提出会社がその提出を義務づけられているわけではない。また、有価証券報告書提出会社が任意に提出することも、この制度に限っては認められていない。
6. 四半期報告書に記載される財務諸表は四半期連結財務諸表であり、四半期個別財務諸表ではない。

練習問題 6-5

わが国の内部統制報告制度について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 公認会計士または監査法人が監査を通じて、内部統制報告書の信頼性の保証に関与している。
2. 内部統制報告書の開示は、金融商品取引法制定以前においては、商法の公示制度においても、また東京証券取引所の自主規制のもとでも実施されたことはなかった。金融商品取引法の制定によって、内部統制報告制度がわが国にはじめて導入されることとなった。
3. 内部統制報告書は、従来の有価証券報告書において連結財務諸表を掲載した後に続けて掲載しなければならない。
4. 内部統制報告制度の特徴の 1 つは、各四半期末と年度末における「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果を自身の言明として、各四半期報告書と有価証券報告書に記載するところにある。
5. 内部統制報告書の提出は、「流動性の高い流通市場をもつ有価証券」をすでに発行している会社に限って要求されている。したがって、すべての有価証券報告書提出会社がその提出を義務づけられているわけではない。また、有価証券報告書提出会社が任意に提出することも、この制度に限っては認められていない。
6. 内部統制報告書は、連結グループ全体での「財務報告に係る内部統制」についての整備状況についての経営者の言明である。

練習問題 7-1

金融商品取引法に基づく財務諸表監査の監査報告書には、「当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。」旨の記載がなされている。これについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. この文言は公認会計士が実施した財務諸表監査全体の質を明らかにしている。
2. この文言は財務諸表監査において公認会計士が引き受ける監査責任の範囲を示したものである。
3. 監査報告書にいう「一般に公正妥当と認められる監査の基準」は、金融庁企業会計審議会が公表した『監査基準』を意味している。

練習問題 7-2

アメリカの監査基準の生成・展開について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. McKesson&Robbins の監査の失敗に関して、SEC が関心をもったのは当時の財務諸表監査全体の質であった。一方、アメリカ公認会計士協会は当時の監査手続の質に問題があったと総括した。監査基準はアメリカ公認会計士協会によって設定されることとなったため、監査手続の基準としての監査基準が作成されることとなった。
2. SEC 監査に関する基準については、現在、公開会社会計監視委員会（PCAOB）がその設定機関となっている。Enron 事件に関与していた Arthur Andersen 会計事務所の監査の質が問われ、これにより、アメリカ公認会計士協会は SEC 監査にかかる基準の設定権限を失うこととなった。
3. Enron 事件に対する対応の 1 つとして組織されるに至った PCAOB は政府機関である。これにより、アメリカでは民間機関による監査基準の作成に終止符が打たれた。
4. アメリカ公認会計士協会は、McKesson&Robbins 事件後、監査基準の設定に関与することが自分たちの社会的な地位を上げることになるという立場から、そのための運動を自主的に推進し、監査基準の設定権限を勝ち取った。

練習問題 7-3

公認会計士の監査報告書には「当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して……」と記載されている。「一般に公正妥当と認められる監査の基準」とは、具体的に何を意味していますか。

「一般に公正妥当と認められる監査の基準」を構成しているものをすべて選びなさい。

- ① 企業会計審議会が公表した『監査基準』
- ② 日本公認会計士協会の監査基準委員会が公表した監査基準委員会報告書
- ③ 日本公認会計士協会の品質管理基準委員会が公表した品質管理基準委員会報告書

練習問題 8-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査法人が継続的に非監査証明業務を提供する関係にある場合には、公認会計士法によって、その監査法人は、非監査証明業務がなされている被監査会社すべてについて、監査証明業務が禁止される。
2. 監査法人の業務執行社員 X（公認会計士）は、ABC 社の 20×1 年 3 月 31 日を末日とする事業年度にかかる金融商品取引法と会社法に基づく財務諸表の監査証明業務を終了し、同年 6 月 30 日をもって監査法人を退職した。そして、20×2 年 6 月 29 日に開催された同社の定時株主総会において、社外監査役に選任された。この社外監査役就任は適法である。
3. 金融商品取引法監査に従事している監査法人が、被監査会社 ABC 社から同社の内部監査業務を委託された。そこで、同監査法人は、ABC 社の監査に従事していない公認会計士数名からなる内部監査チームを編成し、同社の内部監査を上記の条件で引き受けようと考えている。この場合には、同社が従事している監査証明業務は禁止されない。
4. 外観的独立性は、監査人の監査判断が独立的になされていないのではないかとの社会の人々の懸念を示す概念であり、その本質は「社会の人々の知覚」（イメージ）である。それゆえ、外観的独立性に対する規制は監査基準や関係法令ではなく、『倫理規則』を通じて行われている。
5. 公認会計士が財務諸表監査の契約を締結する前に必ず実施しておかなければならないことは、依頼人が公認会計士との間に「著しい利害関係」があるかどうかをチェックするうえで必要な情報を提供することである。

練習問題 9-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 職業的懷疑心は、財務諸表における重要な虚偽表示の可能性を常に念頭において、監査計画の策定、監査手続の実施、および監査証拠の評価の段階において行使されなければならない。
2. 監査人（公認会計士）が、職業的専門家としての正当な注意を行使して監査を実施したことの立証しようとするならば、当該監査が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠していたことを立証しなければならない。
3. 職業的専門家としての正当な注意を行使して監査を実施したことのなかには、補助者に対する適切な指導・監督の方針や手続の運用を含め、監査の品質管理を適切に実施していたことも含まれる。
4. 職業的専門家としての正当な注意を著しく欠如していたために、監査の失敗が引き起こされた場合は、過失による監査の失敗とみなされる。

練習問題 10-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 財務諸表監査において、財務諸表の重要な虚偽表示の原因となる誤謬や不正（財産不正）が検出できなかつた場合、監査人は、当該誤謬や不正（財産不正）を検出できなかつたことに対する責任を負わなければならない。
- 公認会計士の引き起こした故意に基づく監査の失敗（虚偽証明）、または注意の欠如に起因する監査の失敗（虚偽証明）が、第三者に対して経済的損害を与えた場合に、公認会計士が損害賠償責任を負うこととされるのは、金融商品取引法上も会社法上も同じである。しかし、公認会計士が同じ事由によって監査契約関係にある依頼人（被監査会社）に対して損害賠償責任を負う可能性は、金融商品取引法上も会社法上もない。
- 監査契約当事者である公認会計士によって実施された監査が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠していなかつたことにより、従業員による巨額な横領が検出されず、その結果、監査契約関係にある依頼人（被監査会社）は甚大な損害を被ることとなつた。このような場合に、公認会計士が被監査会社に対して金融商品取引法に基づく損害賠償責任を負うことはない。
- 監査契約関係にある依頼人（被監査会社）が、監査契約当事者である公認会計士（監査人）を相手に損害賠償責任を追及する場合には、民法第415条に基づく債務不履行の場合であれ、民法第709条に基づく不法行為の場合であれ、実施された監査が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠していなかつたことの举証責任は、被監査会社が負わなければならない。
- 監査契約当事者である公認会計士によって実施された監査が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠していなかつたことにより、従業員による巨額な横領が検出されなかつた。この検出できなかつた横領不正が明るみにてた結果、会社の株価が暴落し、投資家は大きな損害を被ることとなつた。このような場合において、公認会計士が金融商品取引法に基づく損害賠償責任を第三者に対して負うことはない。
- これまでの証券取引法監査・金融商品取引法監査において、行政当局が監査法人に対して業務停止命令を下したことは、現在までない。

練習問題 10-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 公認会計士が依頼人である被監査会社に対して負う法的責任は、重要な虚偽表示を看過した場合であれ、従業員の財産不正を看過した場合であれ、監査契約書（監査約款）に規定されている「受囁者は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。」に照らして判断されることとなる。
- 監査契約に関与した業務執行社員が、職業的専門家としての正当な注意を行使して監査手続を実施し、その結果、監査意見の表明のための「合理的な基礎」を確かめたと判断した場合には、監査報告書に署名・押印することが認められている。

練習問題 11-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 初度監査においては、監査人が会社について有する情報が少なく、監査リスクが高いことから、監査契約リスクを評価するためのパイロット・テストを慎重に実施しなければならない。
- 監査計画は、監査手続を実施するに先立って策定されていなければならないものである。したがって、一度監査計画が策定されるとその後それが修正されることはない。
- 監査人が作成した監査報告書原案は、当該監査業務に関与していない審査担当者による審査を受けなければな

らない。また、監査法人（監査事務所）は適切な審査体制を組織的に確立する必要がある。

練習問題 12-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 財務諸表監査における監査の主題は、財務諸表という経営者の言明に含まれる会計上の意味が具体的に特定できるように財務諸表上の個々の項目に関して監査人が識別したアサーションである。
2. 財務諸表監査において、監査人は、監査手続の実施に際して、財務諸表に含まれるアサーションを識別するかどうか、またどのようなアサーションを識別するかを判断しなければならない。

練習問題 12-2

アサーションについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は、回収可能な営業債権であるか。」は、アサーションである。
2. 「売掛金期末残高を構成する各得意先の売掛金残高について、各得意先に対して正式に請求されているか。」は、アサーションである。
3. 「営業債権の実在性」と「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は、実在している営業債権である。」は、ともにアサーションである。

練習問題 13-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 有価物（たとえば手形や有価証券）が本物（真正）であるかを調べる監査技術、契約書が本物（真正）であるかを調べる監査技術、および送り状や領収書や検収書類が本物（真正）であるかを調べる監査技術として、実査がある。
2. 監査人が契約書の内容を把握する目的で契約書を読むことがある。この監査技術は閲覧と呼ばれている。
3. 売掛金の残高確認の方法として、監査人が被監査会社の顧客に確認状を送り、その顧客から確認回答書を入手する方法と、被監査会社がその顧客から残高証明書を入手し、監査人がその残高証明書を利用する方法の2つがある。
4. 勘定分析の適用が有効とされる勘定の1つは固定資産勘定（仮勘定）である。①同一内容の取引を反映する勘定である場合、②取引先が多数存在する場合、そして③取引が反復的で取引量が大きい場合に有効な監査技術であり、たとえば、売上高や仕入高に対する監査技術としても特に有効である。
5. 監査時間が非常に限られているときに、異常点の検出を目的に、関係書類に監査人がざっと目を通すという監査技術がある。この監査技術を閲覧という。
6. 期末在庫について監査人が棚卸の立会を行う目的の1つは、会社の棚卸が所定の計画と手続に従って整然と実施されていることを確かめることにある。この意味での棚卸の立会は内部統制の運用状況の評価手続として理解することができる。棚卸の立会のもう1つの大きな目的は、貸借対照表に表示されている棚卸資産期末残高に対する実証手続としての目的である。監査人は、この目的を達成するため、少なくとも①会社の所有に属する在庫品が実在しているかどうかに関する証拠（実在性を確かめる証拠）、②すべての在庫品が棚卸の対象になっているかどうかに関する証拠（網羅性を確かめる証拠）、および③在庫品の評価減を行う必要があるかどうかに関する証拠を得る必要がある。
7. 質問という監査技術を実施する場合には、質問に対する説明や回答を得たときには、それを鵜呑みにせず、必

ず実査や確認を通じて説明や回答が適切なものであることを確かめておくことが必要である。

8. 監査人が書類の真正性を判断することは監査人の能力を超えるものであるので、この領域に関する監査判断に代わって、監査人は鑑定人などの「専門家の利用」という監査手続を行わなければならない。

練習問題 13-2

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 経営者確認書は、監査人が監査報告書を会社側に提出するつど、入手することが求められている。金融商品取引法監査においては、財務諸表に係る監査報告書、内部統制報告書に係る監査報告書、そして四半期レビュー報告書をそれぞれ提出する日に経営者確認書を入手しなければならない。また、会社法監査においても、会計監査人は監査報告書を提出する日に、経営者確認書を入手しなければならない。
2. 分析的手続は、監査手続を計画する段階、監査手続（実証手続）を実施する段階、そして財務諸表についての総括的検討を行う段階それぞれにおいて適切に適用しなければならない。このうち、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」において必ず実施しなければならないとされているのは、監査手続を計画する段階と財務諸表について総括的検討を行う段階である。

練習問題 14-1

『監査基準』が導入している監査リスク・アプローチについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 財務諸表に対する監査意見の基礎を監査人がどのような監査手続の考え方で確かめているか知ることは、財務諸表利用者にとっても重要である。しかし、監査報告書の文言においては、監査人が採用している監査手続が監査リスク・アプローチに基づくものであることは、明示的には示されていない。
2. 監査リスク・アプローチに基づいて監査計画を策定する際に、監査人が事前に定めておかなければならぬものは、達成目標としての監査リスクの水準と重要性の基準値である。これらは、当該監査期間においてなされる監査人の監査判断に適用され維持されることになる。
3. 『監査基準』は、監査人に対して、監査意見の基礎として必要な監査証拠の総体を見積って監査計画を策定する際に、監査リスク・アプローチの採用を義務づけている。

練習問題 14-2

監査をめぐる環境（他の監査法人の監査訴訟での敗訴）が厳しくなり、ある監査法人は、同監査法人が許容することのできる監査リスクを特定の財務諸表項目について 7%から 5%に引き下げた。当該財務諸表項目にかかる固有リスクと統制リスクは変わらないとした場合、発見リスクと試査の範囲はどのように変化しますか。正しいものを選びなさい。

- ① 発見リスクは高くなり、試査の範囲を拡大する必要がある。
- ② 発見リスクは低くなり、試査の範囲を拡大する必要がある。
- ③ 発見リスクは高くなり、試査の範囲を縮小することができる。
- ④ 発見リスクは低くなり、試査の範囲を縮小することができる。
- ⑤ 監査リスク定式からは、発見リスクへの影響は判断できない。

練習問題 14-3

監査人は、期末監査において、発見リスクの水準を引き下げなければならない状況に立ち至った。発見リスクを引き下げるとき、監査人はその後どのような対応が必要ですか。監査人が採るべき対応として、適切なものをすべて選びなさい。

- ① 試査の範囲を拡大する。
- ② 内部統制の有効性の監査を強化する。
- ③ 監査手続を期末に近い時期にできるだけ集中する。
- ④ より強い証明力を有する証拠を入手する。
- ⑤ とりわけ発見リスクの水準を引き下げたいと判断している領域に関して、経営者確認書を入手する。
- ⑥ 監査役会（監査役・監査委員会）に協力を求める。

練習問題 14-4

監査リスク・アプローチは、次の2つの式で表現される。売掛金の監査に監査リスク・アプローチを適用する状況において、次式の意味や各リスクの意味について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

I式 : $AR = IR \times CR \times DR$

II式 : $DR = \frac{AR}{IR \times CR}$

AR : 監査リスク

IR : 固有リスク

CR : 統制リスク

DR : 発見リスク

1. 売掛金の監査計画を策定する際に使用する式は、II式である。
2. 売掛金の監査計画を策定する際に、監査人は売掛金について目標とする AR をまず決定しなければならない。
3. 売掛金の監査計画を策定する際に、監査人は売掛金について目標となる DR をまず決定しなければならない。
4. 被監査会社の業種の特徴を判断した場合に、売掛金に重要な虚偽表示が生じる可能性は非常に小さいと判断された。この場合には、IR と CR を小さく設定することができる。
5. 監査人が売掛金の監査手続を実施した後で、当初設定した AR の水準が達成されたかどうかを確かめる場合には、I式を使うこととなる。

練習問題 14-5

監査リスク・アプローチについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査リスク・アプローチでは、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、固有リスクと統制リスクとを評価することにより、重要な虚偽表示が行われる可能性に応じて、監査人自らが行う監査手続やその実施の時期、および範囲を決定するための基礎となる発見リスクの水準を決定することが求められている。
2. 監査リスクとは、財務諸表利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽表示が財務諸表に潜在する可能性のことをいい、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクから構成される。
3. 固有リスクとは、関連する内部統制が存在していないとの仮定 ($CR=100\%$) のうえで、財務諸表項目に重要

な虚偽表示がなされる可能性をいい、特定の取引および財務諸表項目が本来有するリスクをいう。

4. 監査人は監査リスク・アプローチによって監査計画を策定するにあたり、内部統制の整備状況を把握し、統制リスクを暫定的に評価して、その統制リスクの程度に相応する運用状況の評価手続を実施して内部統制の有効性を確かめる。
5. 監査リスクには、財務諸表が適正に表示されているにもかかわらず、それを看過し、無限定適正意見以外の監査意見を表明してしまう可能性も含まれる。

練習問題 14-6

監査リスク概念について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査リスクは、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクの各要素から構成されている。監査リスク・アプローチに従えば、監査計画段階において被監査会社の財務諸表項目にかかる固有リスクおよび統制リスクを個々に評価し、さらに重要な虚偽表示リスク（結合リスク）を評価したうえで、発見リスクの水準を決定するという手続が行われる。
2. 固有リスクの評価にあたっては、財務諸表項目がもっている特性に加えて、会社を取り巻く環境、たとえば景気の動向、会社が属する産業の状況、会社の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、その他会社の経営活動に関する情報を入手し、これらが財務諸表項目に及ぼす影響を考慮しなければならない。また統制リスクの評価は、内部統制の有効性の評価として行われる。もし内部統制の有効性を評価するための監査手続を実施しない場合には、統制リスクの程度を高く評価しなければならない。
3. 固有リスクおよび統制リスクがともに高い場合には、監査リスクを一定の水準以下に抑えるために、発見リスクの水準を低くしなければならない。そのためには、証明力の強い監査証拠を入手するための監査手続を選択し、期末または期末に近い時期に監査手続を実施し、あるいは試査の範囲を拡大しなければならない。それに対して、固有リスクおよび統制リスクがともに低い場合には、発見リスクを高くしても、監査リスクを「合理的に低い水準」に抑えることができる。状況によっては、実証手続の実施を省略することも可能である。
4. 監査リスクと虚偽表示の重要性との間には相関関係があり、重要性の基準値を設定しなければ、リスクを評価し、監査上の対応をすることができない。したがって、当初決定された重要性の基準値のもとで評価された監査リスクは、重要性の基準値が変化すると、それに応じて変化する。すなわち、監査人が虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも大きくした場合には、監査リスクも当初の水準より高くなり、また虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも小さくした場合には、監査リスクも当初の水準より低くなる。
5. 精査を全面的に導入している場合には監査人は監査リスクを回避することができるが、試査に基づく監査をしている限り、監査人は監査リスクを回避することはできない。

練習問題 14-7

監査リスク・アプローチについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. ABC 社との監査契約は長年継続しており、これまで大きな問題は起こっていない。同社のコーポレート・ガバナンスも確立されている。そこで、当期から許容できる監査リスクの水準を引き上げ、それに対応する監査計画を策定することにした。当監査法人は、改訂された監査リスクの水準をもって『監査基準』にいう「合理的に低い水準」と判断した。
2. わが国では、これまで公認会計士を相手取った訴訟は極めてわずかであるが、大手の監査法人が敗訴となる事態も起こっている。そこで、当監査法人はこれまでの監査リスクの水準を引き下げる必要があると判断した。当監査法人は、改訂された監査リスクの水準をもって『監査基準』にいう「合理的に低い水準」と判断した。

3. ABC 社の属する産業は規制産業で、ABC 社は監督機関から二重三重のチェックを受けている。もし財務諸表の虚偽表示が発覚すれば、直ちに免許停止となる。このような規制産業の特徴は、監査人が許容できる監査リスクの水準を引き上げるよう作用するはずである。このたび、ABC 社から監査の依頼を受けた。当監査法人は、この会社の財務諸表監査において設定する監査リスクの水準を、一般業界の会社に比べて高く設定した。当監査法人は、この監査リスクの水準をもって『監査基準』にいう「合理的に低い水準」と判断した。
4. 当監査法人は、今回監査戦略を見直し、業界のリスクとこれまでの監査協力の程度、そして監査上の問題が過去に起こっていたかどうかなどを考慮し、依頼人別監査リスク対応アプローチを採用し、依頼人の特性に応じた弾力的な監査リスクを設定し、監査の効率化を図ることにした。当監査法人は、依頼人別監査リスク対応アプローチは、『監査基準』にいう「合理的に低い水準」に適切に対応できるアプローチと判断している。

練習問題 14-8

売掛金に関連した AR, IR, CR, そして DR の値の関係が次とおりであるとき、監査人が追加的な実証手続を実施しなくとも、売掛金に重要な虚偽表示があるというリスクが AR 以内に抑えられている場合を選びなさい。

	DR	CR	IR	AR
①	20%	40%	100%	10%
②	20%	60%	100%	5%
③	10%	70%	100%	4.5%
④	30%	40%	100%	5.5%

練習問題 14-9

以下の説明文の正誤を答えなさい。

- 監査人が検出した財務諸表上の虚偽表示が重要であるかどうかは、当該虚偽表示が経営者の経営意思決定に与える影響の程度によって判断されなければならない。
- 監査人は、監査計画を策定する際、財務諸表において重要であると判断される虚偽表示の金額の重要性を、重要性の基準値として決定しなければならない。監査人は、金額的に重要でない虚偽表示のすべてを検出するように監査計画を策定することは求められていない。それゆえ、監査計画の策定における重要性の基準値は、通常、金額的影響（金額的重要性）を基本に考慮して決定される。
- 監査人による重要性の判断が求められる監査の局面は、監査計画の策定、監査手続の実施、監査証拠の評価、そして監査意見の形成のすべての段階である。

練習問題 15-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

『監査基準』の「第四 報告基準」は「意見表明に関する審査」を求めている。この審査は審理委員会や審査委員会といった会議制による合同審査を基本とし、監査事務所や監査法人の規模などが理由で会議制による合同審査が困難な場合には、審査担当責任者（審査担当パートナー）による審査が認められる。

練習問題 15-2

監査証拠の評価について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査証拠の評価は、監査手続を予定する段階において、すなわち監査計画の策定の段階で行われる。
2. 監査証拠の評価は、監査手続を実施する段階において、とりわけ立証の材料としての監査証拠を入手する段階で行われる。
3. 監査証拠の評価は、特定のアサーションに関して監査人が入手した監査証拠（立証の材料としての監査証拠）が十分であるかどうかを検討する段階において、すなわち監査調査書のレビューの段階で行われる。
4. 監査人が入手した監査証拠が十分なものであるかどうか、被監査会社の内外の状況に照らして不整合なものがないかどうかを検討する段階において、すなわち「合理的な基礎」が適切に確かめられているかどうかを検討する段階で行われる。
5. 審査担当者による監査証拠の評価は、監査人が作成した監査報告書案を審査する過程で、監査人が確かめた監査証拠が全体として十分なものであるか、重要な問題を見落としていないかなどを検討するという形で行われる。

練習問題 15-3

監査証拠の評価について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査証拠の事前評価は、監査契約の締結前に実施されるパイロット・テストにおいて行われる。
2. 監査証拠の事前評価は、監査責任者が行う最も重要な監査プロセスの一局面である。
3. 監査証拠の事前評価とは、監査意見の表明に必要な監査証拠の総体を質と量の観点から監査計画の編成の中で評価することである。
4. 監査証拠の事後評価は、監査責任者だけが行う最も重要な監査プロセスの最終局面である。
5. 監査証拠の事後評価は、個々のアサーション・レベルのみならず究極的立証命題（財務諸表の適正表示）レベルでも行われる。

練習問題 15-4

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 財務諸表監査においては、財務諸表項目に関する内部統制の機能（運用）状況は明示的アサーションとして設定できないため、当該内部統制が有効に機能していない場合であっても、そのことを監査報告書に反映することはできない。
2. 総合信念を形成することができる監査人は、監査報告書に監査意見を表明する公認会計士に限られる。
3. 監査担当者が個々のアサーションについて形成した個別信念は、直ちに審査担当者（審査担当パートナー）による審査を経て、最終的には監査報告書において監査意見を表明する監査人の信念に転嫁される。

練習問題 15-5

以下の説明文の正誤を答えなさい。

特定の監査契約に関与している監査人（監査業務の実施者）が形成した監査意見（監査判断）と監査業務に係る審査担当者の意見（監査判断）が相違した場合には、監査事務所は両者間の判断の相違を解決しなければならない。しかし、不幸にも判断の相違が解決できなかった場合には、当該監査契約に関与している監査業務の実施者の意見をもって監査事務所の意見としなければならない。

練習問題 15-6

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査計画は証拠の事前評価を行う場、監査調書のレビュー（査閲）は証拠の事後評価を行う場である。監査調書のレビューの結果によっては、監査計画の修正が必要となる。
2. 監査調書のレビューの目的で最も重要なのは、監査意見の形成を可能とする「合理的な基礎」が得られているかどうかを確かめることである。
3. 監査調書の所有権が公認会計士または監査法人にあることは、公認会計士法に明示されている。
4. 財務諸表監査において、監査計画が策定される目的は以下のとおりである。
 - ① 監査意見を表明するために必要と考える監査証拠の総量を見積るため
 - ② 監査人・監査補助者が証拠を入手・評価する監査要点を予定するため
 - ③ 監査契約における監査報酬交渉の基礎資料とするため
 - ④ 監査補助者を指導・監督する手段とするため
 - ⑤ 監査対象としての事業所、監査予定日、監査担当者、監査項目を予定するため
5. 財務諸表監査において、監査調書をレビュー（査閲）する目的は以下のとおりである。
 - ① 監査補助者を指導・監督するための手段とするため
 - ② 監査意見を形成するための基礎を確かめるため
 - ③ 監査人が設定した個々の監査要点（アサーション）について、十分かつ適切な証拠が形成されていることを確かめるため
 - ④ 次期の監査計画を策定するための基礎資料を得るため
 - ⑤ 監査計画の修正を必要とする事項が検出されていないかどうかを確かめるため

練習問題 16-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 二重責任の原則の考え方従えば、監査人は、経営者が財務諸表に記載していない事項については、たとえそれが投資者の経済的意志決定にとって極めて重要なものであったとしても、むやみに監査報告書において開示（言及）すべきではない、あるいは開示してはならないということになる。
2. 現在の監査報告書が抱えている問題の 1 つは、二重責任の原則に基づいて財務諸表監査が実施されていることが、監査報告書利用者に何ら伝えられていないことである。

練習問題 16-2

財務諸表監査において公認会計士が作成する監査報告書に関して、正しく説明しているものを1つ選びなさい。

- ① 公認会計士は、標準監査報告書を採用している。これは、「監査意見区分」・「経営者及び監査役等の責任区分」に記載されるメッセージを標準化するという意味である。
- ② 公認会計士は、標準監査報告書を採用している。これは、「監査意見区分」に記載されるメッセージを標準化するという意味である。
- ③ 公認会計士は、標準監査報告書を採用している。これは、監査報告書に記載されるすべてのメッセージを標準化するという意味である。
- ④ 公認会計士は、標準監査報告書を採用している。これは、無限定適正意見監査報告書に記載される「監査意見区分」・「監査意見の根拠区分」・「経営者及び監査役等の責任区分」・「監査人の責任区分」におけるすべてのメッセージを標準化するという意味である。
- ⑤ 公認会計士は、標準監査報告書を採用している。これは、意見不表明報告書を除く監査報告書に記載されるすべてのメッセージを標準化するという意味である。

練習問題 16-3

金融商品取引法に基づく財務諸表監査の監査報告書に記載される事項のうち、「監査人の責任区分」に記載されるべき事項はどれですか。該当する項目の選択肢をすべて選びなさい。

- ① 監査人が当年度の監査において職業的専門家として特に重要であると判断した事項
- ② 二重責任の原則に関する事項
- ③ 財務諸表の適正表示に関する監査人の意見
- ④ 財務諸表の適正表示を判断する際に適用した一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に関する事項
- ⑤ 財務諸表監査の実施に当たって準拠した一般に公正妥当と認められる監査の基準に関する事項
- ⑥ 追記情報

練習問題 16-4

金融商品取引法に基づく財務諸表監査の監査報告書について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 公認会計士が行った財務諸表監査全体の信頼性の水準を示す文言は、「監査意見区分」で説明されている。
2. 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が行われたことに関する監査人の文言は、「監査人の責任区分」だけに記載される。
3. 追記情報は「監査意見区分」・「監査意見の根拠区分」・「経営者及び監査役等の責任区分」・「監査人の責任区分」のいずれとも関係しないように、独立した区分として記載されなければならない。

練習問題 16-5

金融商品取引法に基づく財務諸表監査の監査報告書について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査報告書の「監査意見の根拠区分」には、「当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったものと認める。」という文言が記載されている。この文言は、監査人（職業会計士）

が実施した財務諸表監査全体の質を、自らの意見として保証するものである。

2. 監査報告書の「監査意見区分」に記載されている文言は、「上記の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、……すべての重要な点において適正に表示している。」という事実としてのメッセージであり、監査人（職業会計士）は、この事実としてのメッセージを記載することを通じて、被監査会社の経営者の言明である財務諸表の信頼性を保証しているのである。

練習問題 16-6

公認会計士（監査人）が作成する監査報告書について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 公認会計士は、経営者が作成した財務諸表が財務諸表利用者にとって有用であるかどうかについて意見を表明する。
2. 監査報告書の宛先は、法律関係を優先すれば被監査会社の代表取締役となるが、監査機能を考えると不自然となるところから、現在は、代表取締役を選定する取締役会とするのが一般的となっている。
3. 会社の採用した会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に著しく違反している場合にも、監査意見を通じての保証は合理的保証（肯定的保証）の形態を採る。
4. 監査意見は監査人の言明であり、経営者の言明ではない。
5. 無限定適正意見の文言として監査人が使用できる文言は、金融商品取引法監査でも会社法監査でも決められており、これ以外の文言を自由に使うことはできない。
6. 標準監査報告書に記載されている監査人の意見は、財務諸表全体として重要な虚偽表示がない、との監査人の信念を示している。
7. 監査人は、無限定適正意見の表明を通じて、財務諸表には重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を提供する。この場合の「財務諸表には重要な虚偽表示がないこと」とは、誤謬による重要な虚偽表示のないことを意味しており、不正による重要な虚偽表示のないことを意味するものではない。
8. 財務諸表が「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して作成されていたことが確かめられた場合には、監査人は当該財務諸表について適正意見を表明しなければならない。
9. 近年、監査報告書をめぐる改革が国内外で進められている。これは、監査人に求められる役割が財務諸表の信頼性の保証（保証機能）から財務諸表利用者にとって有用な情報を積極的に提供すること（情報提供機能）に移行していることを背景としている。
10. 監査報告書には、監査の過程で監査人が会社側の統治責任者（監査役、監査役会、監査等委員会または監査委員会）と相互作用することの必要性に言及した記載がある。1つは、「監査人の責任区分」に記載される、監査人が監査の過程で統治責任者に報告する、または統治責任者と協議する事項の説明であり、もう1つは、「監査上の主要な検討事項」の記載である。

練習問題 17-1

財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす不当な会計処理が採用されていたことが判明した。この場合の監査上の結論の監査報告書における処理として正しいものを選びなさい。

- ① 適正意見を表明し、問題の会計処理を「追記情報」として記載する。
- ② 不適正意見を表明し、問題の会計処理を「除外事項」として記載する。
- ③ 問題の会計処理を理由にして、意見不表明報告書を作成する。
- ④ 問題の会計処理を「追記情報」として意見不表明報告書を作成する。

練習問題 17-2

公認会計士が作成する監査報告書について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査報告書の「監査意見の根拠区分」には、監査が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して行われた旨が記載されている。
2. 会社の採用した会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に著しく違反している場合には、監査人の結論は意見不表明となる。
3. 限定付適正意見を表明する場合には、その理由として監査報告書に記載される除外事項は監査意見の根拠区分に記載する。
4. 限定付適正意見を表明する場合でも不適正意見を表明する場合でも、監査報告書には、
 - ・ 除外事項、
 - ・ 除外事項とする理由、
 - ・ 除外事項が財務諸表に及ぼす影響、
 を記載しなければならない。

練習問題 17-3

前期採用されていた定額法を定率法に変更した。この変更が財務諸表に与えている影響は著しく大きい。財務諸表には、当該減価償却方法の変更、変更の理由、そして変更が財務諸表に与えている影響が注記されている。なお、監査人は当該会計処理の変更を正当な理由に基づく変更と判断している。

この場合に作成される監査報告書を正しく説明しているものを選びなさい。

- ① 無限定適正意見を表明し、当該会計処理の変更については監査報告書においていつさい言及しない。
- ② 監査報告書の監査意見の根拠区分に「変更の旨」、「正当と認める理由」、「財務諸表に与えている影響」を記載したうえで、無限定適正意見を表明する。
- ③ 当該会計処理の変更について「変更の旨」、「正当と認める理由」、「財務諸表に与えている影響」を「追記情報」として記載したうえで、無限定適正意見を表明する。
- ④ 正しい選択肢はない。

練習問題 17-4

前期採用していた定額法を、今期に、一般に認められていない減価償却方法に変更した。この変更による財務諸表への影響は大きい。この場合、どのような監査報告書を作成しますか。以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 正当な理由と認められないでの、限定付適正意見を表明したうえで、「変更の旨」、「正当と認められない理由」、「財務諸表に与えている影響」を監査報告書の監査意見の根拠区分に記載する。
2. 正当な理由と認められないでの、限定付適正意見を表明したうえで、「変更の旨」、「正当と認められない理由」、「財務諸表に与えている影響」を「追記情報」として記載する。
3. 正当な理由による変更と認められないでの、意見不表明としたうえで、「正当と認められない理由」を記載する。
4. 正しい選択肢はない。

練習問題 17-5

監査報告書に記載される監査意見のうち、監査の主題である財務諸表の信頼性について、監査人が保証という用役を財務諸表利用者に提供しているものをすべて選びなさい。

- ① 無限定適正意見
- ② 限定付適正意見（除外事項が監査手続上の制約を理由とするもの）
- ③ 限定付適正意見（除外事項が会計基準違反を理由とするもの）
- ④ 不適正意見
- ⑤ 意見不表明
- ⑥ 追記情報

練習問題 17-6

監査手続上の制約に関する除外事項として記載してはならない事項を①～⑦のなかからすべて選びなさい。①～⑦には、すべて重要性があるものとして解答すること。

- ① 被監査会社から受けた監査手続に対する干渉や不当な制約
- ② 当局による書類の押収が原因の監査手続の制約
- ③ 信頼性の欠如した基礎的会計記録による監査手続への制約
- ④ 自然灾害、火災やテロによる書類や記憶媒体の喪失・破壊
- ⑤ 一般に公正妥当と認められる監査の基準から逸脱した監査実務
- ⑥ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準から逸脱した会計処理
- ⑦ 著しい欠陥のある（財務報告に係る）内部統制の存在（期末時点）

練習問題 17-7

財務諸表監査を前提にして、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 現行の一般に公正妥当と認められる監査の基準のもとで意見不表明とされる場合は、監査人が証拠によって裏づけることができなかった財務諸表上の領域（項目）が、金額的に大きく、かつ広範な場合に限られる。
2. 財務諸表監査において、ある財務諸表項目に関する内部統制に重大な欠陥があるため、当該内部統制は有効に機能していないと判断するに至った場合には、有効に機能していない内部統制の存在を理由にして、意見不表明とする。
3. 重要かつ広範な影響を有する会計基準準拠性違反がある場合には、監査人は、意見不表明としたうえで、①当該負の証拠が存在すること、②負の証拠と判断する理由、③当該重要な負の証拠が財務諸表に与えている影響を監査報告書に記載する。
4. 財務諸表に注記された特定の偶発債務事項が最も不利な形で確定した場合に、被監査会社に与える影響がいかに重要であったとしても、当該偶発債務が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に説明・開示されている場合には、監査人は無限定適正意見を表明する。
5. 財務諸表において金額的に非常に重要な棚卸資産について、棚卸の立会が実施されなかった場合、現行の監査基準のもとでは、当該監査手続が実施できなかったことを理由にして意見不表明とすることが求められている。

練習問題 18-1

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. ゴーイング・コンサーン問題を監査の視点から捉えようとする場合に、①個別リスク開示主義、②GC リスク開示主義、③GC リスク評価主義の 3 つの異なる考え方がある。日本の『監査基準』は②の立場を採用している。
2. 財務諸表監査は二重責任の原則を前提とするものであるので、継続企業の前提に関する監査人の検討も、経営者による継続企業の前提に関する評価と財務諸表上の記載を踏まえて実施されることとなる。
3. 経営者が自社のゴーイング・コンサーン能力に関する疑義を認識し、財務諸表において、当該疑義に関する状況について「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して適正な開示を行っていても、公認会計士が無限定適正意見を表明する以上、監査報告書には、当該重要な疑義を追記情報として記載しなければならない。
4. 会社更生法適用の申請など、被監査会社が継続企業の体をなしていない状況にあるにもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表を作成した場合には、監査人は、会社更生・準更生の状況にある会社の会計については「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」がないことを理由にして、意見不表明としなければならない。
5. 監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況を識別したとしても、経営者がそれを重要な疑義と認識していないため評価せず、継続企業の前提是適切であると判断した。この場合には、経営者による財務諸表上の開示問題はもとより、監査人による監査報告書上の問題も（追記問題も含め）生じない。

練習問題 19-1

監査の主題について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査の主題は、監査の依頼人が言明の形で監査人に提示する場合と、非言明の形で提示する場合がある。
2. 外部監査であれ内部監査であれ、監査の主題は、通常、法律によって規定されている。
3. 監査人は、監査の過程で、監査の主題を自由に変更することはできない。
4. 監査を監査の主題という概念で考察するのは、監査の主題によって、特に監査人の認識活動（監査手続）と監査報告のあり方に大きな違いがあることを理解するためである。
5. 監査の主題は、監査人が立証（検査）する対象を総称する概念である。

練習問題 19-2

下記の会話の範囲内で、公認会計士が従事している監査の主題について、正しく説明しているものを①～⑥のなかから1つ選びなさい。

担当者：午前中から熱心に監査なさっていますが、先生は何を調べておられるのですか。

会計士：現金出納帳の貸方（出金）欄の記載が適格な証拠資料（相手側の請求書と領収書）によって裏づけられているかどうかを調べているんだよ。現金出納帳の残高は貸借対照表に表示される期末現金残高と一致しなければならぬので、現金出納帳がまず正しく作成されているかどうかを調べているわけだよ。また、企業で起こる不正の多くは現金に関係しているので、現金監査は極めて重要な監査の入り口なんだよ。

担当者：そうですね。私も、学生時代に、監査の先生が、監査の基本は徹底的な現金の監査にある、と説明していましたことを覚えています。でも、先生がなされている監査は会計監査なのでしょうか。それとも業務監査なのでしょうか。

- ① 監査の主題は、現金出納帳である。
- ② 監査の主題は、相手企業の請求書と領収書である。
- ③ 監査の主題は、貸借対照表である。
- ④ 現金出納帳・貸借対照表（会話で言及されている会社側の説明）は監査の主題である。
- ⑤ 監査の主題は不正（行為）である。
- ⑥ 監査の主題は明らかではない。

練習問題 19-3

言明の監査と非言明の監査について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 言明の監査においては、基本的には、意見表明型の監査報告が採られる。
2. ある言明の信頼性について最も高い水準の保証が求められた場合に、公認会計士が依頼人に提供できる保証の形式は監査となる。
3. 言明の監査の特徴は、それが公認会計士による監査に限定されていることがある。
4. 言明の監査の特徴は、監査人が当該言明を証拠によって裏づける（立証する）という認識方式を採用することにある。
5. システムの監査、プロセスの監査、不正摘発監査は、言明の監査の範疇に入る。
6. 内部統制監査には、「言明の監査としての内部統制監査」と「非言明の監査としての内部統制監査」がある。
7. 監査の主題が言明または非言明のいずれの場合であろうと、監査が提供する用役は保証である。
8. 公認会計士が公認会計士法上独占的に従事することが認められている業務は、言明を主題とした監査であり、非言明を主題とした監査ではない。
9. 公認会計士による財務諸表監査が法律で強制されている場合には、監査の主題である財務諸表の範囲はどの法律でもすべて同じである。

練習問題 19-4

監査の主題には、法律や規則が規定し経営者が自由に決定できないものと、経営者が自己のニーズに従って自由に決定できるものがある。法定監査の主題は前者の例である。

ところで、以下に列挙する監査は、言明の監査系列に属するか、非言明の監査系列に属するか、それとも両方の監査系列に属するか、答えなさい。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------------|
| ① 監査役監査 | ② 監査委員会監査 | ③ 監査委員監査（地方自治体） |
| ④ 内部統制監査 | ⑤ 内部監査 | ⑥ 不正摘発監査 |
| ⑦ 会計監査人監査 | ⑧ 学校法人監査 | ⑨ コンプライアンス監査 |
| ⑩ 能率監査 | ⑪ 金融商品取引法監査 | ⑫ 労働組合監査 |
| ⑬ 会計監査 | ⑭ 業務監査 | |

練習問題 20-1

以下の①～⑩の問題は、いずれも内部統制の機能を弱める、あるいは重大な欠陥になる可能性のあるものである。それが属する内部統制の構成要素を1つだけ答えなさい。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 不十分な従業員教育 | ② 内部通報制度の不備 |
| ③ 不十分な内部牽制 | ④ 形骸化した取締役会 |
| ⑤ 組織的な隠ぺい体質 | ⑥ マンネリ化した内部監査活動 |
| ⑦ 定量的分析に偏ったリスクの評価 | ⑧ 顧客からの苦情を現場担当者が抱え込むこと |
| ⑨ 売上至上主義の経営方針 | ⑩ 業務規程・業務マニュアルの不備 |

練習問題 20-2

COSO フレームワークについて、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. COSO フレームワークでは、内部統制は経営者の視点から捉えられており、従業員の従事する業務の適否を監視する仕組みとして理解されている。
2. COSO フレームワークにおいて示されている内部統制の構成要素は、同時に、内部統制の有効性を評価する際の規準としての機能も果たしている。
3. 内部統制を評価する際には、COSO フレームワークで示されている目的を選択し（1つでも複数でもよい）、かつ、内部統制の構成要素を選択（1つでも複数でもよい）する必要がある。
4. COSO フレームワークでは、内部統制は業務プロセスに組み込まれ、マネジメント・プロセス（PDCA）と一体となって機能するものと理解されている。
5. COSO フレームワークにおける内部統制の構成要素は、マネジメント・プロセス（PDCA）と一体となって機能するものとされている。それは、内部統制の構成要素がマネジメント・プロセスをそのまま反映する形で識別されているからである。

練習問題 20-3

金融商品取引法のもとで行われる内部統制監査について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 財務諸表監査において公認会計士が内部統制を評価する最も重要な目的は、監査リスク・アプローチのもとで求められる統制リスクを評価することにある。
2. 内部統制監査は内部統制報告書を監査の主題とする言明の監査である。
3. 内部統制監査に関連する評価は、各四半期末と年度末において行われる。
4. 財務諸表監査の監査人と内部統制報告書監査の監査人は同じであるのが原則である。
5. 公認会計士または監査法人が監査という方式を通じて内部統制報告書の信頼性の保証に関与している。
6. 内部統制報告書は連結グループ全体での「財務報告に係る内部統制」の整備状況についての経営者の声明である。

練習問題 21-1

監査役監査（監査役会監査）の性格について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 監査役監査は、株主と会社との間の拠出資本の経営にかかる委託受託関係と、会社と取締役との間の団体（会社）の運営および拠出資本の経営にかかる委託受託関係という二重の委託受託関係を生成基盤として、取締役の受託責任の遂行の状況を監査し、その結果を株主に報告するという枠組みとして理解することができる。
2. 監査役の職務のなかには、取締役が取締役会を通じて他の取締役の職務を適切に監督しているかどうかを監査する、という職務が含まれている。
3. 会社法が監査役監査の主題として認識している取締役の職務は、取締役が負っている受託責任の全域に關係している。
4. 会社法が規定した監査役の職務は、取締役の職務の執行についての監査に限定されている。
5. 取締役の不正または法令もしくは定款違反を監査の主題とする監査（行為の監査）は、監査役（監査役会）がもっぱら関与する監査であり、会計監査人は行為の監査にいっさいの関係を有しない。

練習問題 21-2

会社法監査について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 会計監査人を設置していない会社の場合には、貸借対照表・損益計算書・附属明細書については、株主総会による承認を得なければならない。
2. 会社法における基本財務諸表（基本計算書類）は、（個別）計算書類であるが、大手会社で「公開会社」である場合には、連結計算書類が基本計算書類である。
3. 会計監査人設置会社において、監査の枠組みの特徴は、言明の監査は会計監査人に、非言明の監査は監査役会（監査役）に、という形で役割の分担が図られているところにある。
4. 監査役設置会社では、定款でもって、監査役監査の主題を言明の監査に限定することができる。
5. 会計監査人設置会社では、連結計算書類の作成が義務づけられている。
6. 監査役会（監査役）が監査報告書においてその相当性判断が求められているものは、会計監査人の監査の方法と結果が相当であるかどうかについてだけである。
7. 会計監査人がその監査の過程において「取締役の職務の執行に関して、不正または法令もしくは定款に違反する行為」を検出した場合には、取締役会に報告しなければならない。
8. 監査役がその監査の過程において「取締役の職務の執行に関して、不正または法令もしくは定款に違反する行

「為」を検出した場合には、取締役会に報告しなければならない。

9. 金融商品取引法のもとで導入された内部統制監査と、会社法のもとで導入された内部統制監査の違いは、前者が内部統制の運用状況についての内部統制報告書を監査の主題とするものであるのに対し、後者は内部統制の整備状況についての内部統制報告書を監査の主題とするものである、というところにある。
10. 平成 17 (2005) 年の会社法の制定で、会計監査人監査で大きな改革が図られた点は、計算書類の監査について、会計監査人が監査役の補佐としての役割ではなく主たる役割を果たすようになったことである。
11. 監査役会監査（監査役監査）においては、内部統制の整備が法令および定款に従って適正に行われているかどうかについて、監査役会（監査役）による相当性の判断が行われる。
12. 監査役会監査（監査役監査）において、監査役会（監査役）は内部統制の整備状況のみならず、運用状況についても監査し、内部統制の機能状況についての意見を表明することが求められている。
13. 会社法では、取締役の職務の執行に不正があった場合には、会計監査人（公認会計士・監査法人）はこれを監査役に報告することが求められている。この会計監査人（公認会計士・監査法人）の役割は、金融商品取引法においても明示されており、会社法における会計監査人監査と金融商品取引法監査との間の実質的一元化が図られている。

練習問題 21-3

会計監査人監査が実施されている会社について、以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 会計監査人監査は、大手会社で「公開会社」（株式譲渡非制限会社）である会社の場合に限って義務づけられている。
2. 会計監査人設置会社の場合には、「会計の業務」（計算書類）と「会計以外の業務」（事業報告）にかかる監査（言明の監査）が実施される。会計監査人が計算書類について「無限定適正意見」を表明した場合には、株主総会での株主による承認は必要とされず、報告されるにとどまる。しかし、「会計以外の業務」に関する「事業報告」の適否については、最終的に株主総会による議決を必要とする。
3. 金融商品取引法の企業内容開示制度適用会社は、会社法上の会計監査人監査が実施されている会社と基本的には等しい。
4. 会社法上、計算書類の監査であれ、監査役会または監査役に代えて、会計監査人監査を導入することはできない。
5. 取締役会設置会社では、監査役会を設置することが必要であり、この場合には、会計監査人監査が自動的に義務づけられる。
6. 会計監査人の資格は公認会計士または監査法人に限定されている。

練習問題 21-4

以下の説明文の正誤を答えなさい。

1. 附属明細表は金融商品取引法上財務諸表の一部を構成するが、附属明細書は会社法上計算書類のなかには含まれない。かくして、監査役設置会社・監査役会設置会社においては、附属明細書は監査役監査の主題（監査役会監査の主題）ではあるが、会計監査人設置会社においては会計監査人監査の主題からは外されている。
2. 監査役会設置会社（監査役設置会社）における会計監査人は、取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、その事実を監査役、監査役会に遅滞なく報告しなければならない。しかし、会計監査人が作成する監査報告書には、その事実を記載する必要はない。
3. 会計監査人設置会社において、一定の条件を満たした計算書類については、定時株主総会の承認は要せず、当

該計算書類の内容を単に定時株主総会に報告すれば足りるとする「承認特則規定」が設けられている。この承認特則規定の適用が認められる条件とは、会計監査人から監査役または監査役会に対する監査報告が期限までになされていることを前提に、以下のすべてに該当している場合である。

- ① 貸借対照表と損益計算書に対して会計監査人の無限定適正意見が表明されていること。
- ② ①の会計監査人の監査報告に関して、監査役または監査役会の監査報告の内容として、会計監査人の監査の方法またはその結果が相当であると認める記載がないこと。

4. 計算書類の承認特則規定は、会社が取締役会設置会社であることが前提である。